

岩手県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年3月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 釜石市
- 2 事業の種類 市道箱崎半島線新設工事（岩手県釜石市鶴住居町第26地割地内から同市鶴住居町第21地割地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県釜石市鶴住居町第20地割	60番	山林	27,022㎡	27,022.33㎡	4,142.50㎡	57.33㎡	山林	別図に赤色（収用）又は緑色（使用）で表示する部分
	61番1	山林	35,634㎡	35,634.81㎡	751.57㎡	37.98㎡	山林	

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成28年3月1日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。